

第3次安曇野市行財政改革大綱
・
実施計画

平成29年4月改訂
安曇野市

目 次

目 次	1
第1 行財政改革への取組み経過	2
第2 行財政改革の必要性	2
第3 市政施行 10 周年を迎え更なる発展を目指す改革の基本理念	3
第4 改革推進の視点【基本方針】	3
基本方針 1：戦略的な公共経営の推進によるまちづくり	
基本方針 2：市民との協働のまちづくりの推進	
基本方針 3：内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」	
第5 改革を推進していくにあたっての重点項目	4
1. 「基本方針 1：戦略的な公共経営の推進によるまちづくり」 に対する重点項目	
(1) 総合計画のマネジメント	
(2) 情報の適正管理と IT 改革	
(3) 人口減少抑制策と自主財源の確保	
2. 「基本方針 2：市民との協働のまちづくりの推進」に対する重点項目	
(1) 「区」の充実	
(2) 「自治基本条例」の制定	
3. 「基本方針 3：内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」 に対する重点項目	
(1) 職員の育成	
(2) 健全財政の維持	
(3) 公共施設の再配置	
第6 実施計画・行財政改革の体系	6
第7 大綱の取組み期間	7
第8 行財政改革の推進体制	7
第9 改革の具体的方策[実施計画]	8

第1 行財政改革への取組み経過

平成17年10月合併によって誕生した安曇野市は、地方分権社会など急激に変化する社会経済情勢や行政内部において検討・調整を要する事項への対応が必要であることから、「行政自らが行財政運営全般にわたって検証を行い、最小の経費で最大の効果を上げることができる行政運営システムの確立」及び「社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政システムの確立」を基本理念とし、平成18年を初年度とする「第1次安曇野市行財政改革大綱（以下「第1次大綱」という。）」（平成18年11月～平成22年3月）を策定し、職員の定員適正化、指定管理者制度の導入及び補助金の適正な見直しなどにより一定の成果をあげてきました。

また「第2次安曇野市行財政改革大綱（以下「第2次大綱」という。）」（平成22年4月～平成27年3月）では、「市民の視点に立ち、行政経営の向上を目指す」を改革の基本理念とし取り組みを進めて参りました。

第1次大綱では、簡素で効率的かつ効果的な行政運営を図るため行政コストの削減を主たる目的としてきましたが、第2次大綱では、縮小が見込まれる行政資源を駆使して、いかに質の高い行政サービスを維持し、市民満足度を高めていくかを重視しながら、市民との協働体制の推進、新庁舎建設を見据えた組織の総合的見直し、業務の効率化等について、28の実施計画を定め取組が進められていますが、平成26年度末をもって計画期間が終了します。

第2 行財政改革の必要性

市を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。もっとも大きな変化の一つとしては、急速な人口減少社会の到来があげられます。合併後、微増であった人口（住民基本台帳）が、平成21年頃から徐々に減少に転じ、本年2月時点においては、合併時の人口より300人少ない状況にあります。

また、高齢化率についても合併時点が22.2%であったものが、昨年は28.5%となり超高齢化社会が顕著になっています。今後も超少子高齢型人口減少社会は、益々進行するものと推測されるため、平成27年度の国勢調査の結果を注視する必要があります。

経済情勢については、内閣府が昨年9月に発表した月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかに回復基調が続いている。」としているものの、回復基調が実感できない状況にあり、昨年4月の消費税引き上げの影響による個人消費の伸び悩みや雇用不安など日本経済を取り巻く環境は、依然として先行きは不透明であります。

普通交付税につきましては、合併後旧町村ごとに算定（合併算定替）した交付税の合計額が配分されてきましたが、今後は一つの自治体として計算（一本算定）されることにより、平成28年度から段階的に減額されることから、従来にも増して厳しい財政運営が予想されます。

また、昨年度は職員による不祥事が立て続けに3件発生してしまいました。どの事件とも最大の原因は、職員のモラルの欠如によるものでありますが、「不正ができない」「不正の早期発見ができる」職場環境とするため、事務改善や組織のあり方について、行政改革の面からも検討していく必要があります。

本年度は、市制施行10年目を迎えるとともに、待望の新庁舎の稼働という大きな節目を迎え、自立した地方自治体として、より発展し持続していくために現状の課題を的確に捉え、将来を予測し、より一層簡素で効率的な行財政運営を行うことは勿論、30年先・50年先にも安曇野市として存続し「安曇野市らしさ」を創造し、総合力を高めていくことが重要であります。

以上のような点を勘案すると、10年というこれまでの歩みを礎にしながら、第1次安曇野市総合計画後期基本計画を推進するための個別計画として、積極的に行財政改革を推進していく必要があります。

第3 市政施行10周年を迎え更なる発展を目指す改革の基本理念

合併以降、行財政改革大綱（第1次・第2次）の取組みにより一定の成果を上げてきたことから、これまでの行財政改革の歩みを継承しつつ、市制施行10周年を迎える今日、少子高齢化・人口減少時代など、市を取り巻く現況に対応しながら、更なる発展を目指し、持続可能なまちづくりを進めるため、第3次大綱の基本理念を「発展・持続可能なまちづくりに向けて」としました。

基本理念：「発展・持続可能なまちづくりに向けて」

第4 改革推進の視点【基本方針】

本大綱に基づく行財政改革は、第3の基本理念を基に次の3点を大きな施策（基本方針）として計画的に推進していきます。

基本方針1：戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

人口減少や景気の低迷等により税収が落ち込む一方で、産業誘致を図ることが一層難しくなっていることから、自治体としていかに税収を増やしていくか、自治体間（PR）競争が始まっています。

このような状況下において、将来ビジョンを明確にし、周辺自治体との連携を図りながら、安曇野市として比較優位な特色を生かしたまちづくりを進め、持続可能な活力ある発展を目指します。

基本方針2：市民との協働のまちづくりの推進

今後一層厳しさが増す行政運営において、何もかも行政が担っていくことは困難な時代に入っており、行政運営を的確に進めるためには、市民（NPO等含む）との協働が欠かせません。

協働体制の構築は、まず、行政の本来の役割は何であることを明確にする必要があります、そのうえで、市民に担って（負担）いただく事項について、行政と市民が一緒に検討し実践していきます。

基本方針3：内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

地方自治法では、「地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と謳われており、市が行政活動を行うために、投資する資源「ヒト・モノ・カネ・情報」を効果的かつ効率的に活用していきます。

第5 改革を推進していくにあたっての重点項目

「基本理念」「基本方針」を踏まえる中で、重点的に取組んでいく内容について示します。

1. 「基本方針1：戦略的な公共経営の推進によるまちづくり」に対する重点項目

(1) 総合計画のマネジメント

財政規模が縮小する中で事業実施は、「あれもこれも」から「あれかこれか」、更に「これをやる」という時代に入っており、これらの選択にあたっては、これまでの事業を評価し、積極的にアウトソーシングを実施し民間活力を活用していくとともに、効果が上がらない事業、市が実施する必要のない事業については、中止（スクラップ）という決断も必要になります。

第1次総合計画後期基本計画を確実に達成するために、行政資源や資産・リスクを定期的に検証するとともに、今後予定する事業については、優先順位を定めながら実施していく必要があります。

(2) 情報の適正管理とIT改革

「情報管理」は行政運営上大きな課題であり重要になってきます。市が管理する情報は、守る情報と、発信する情報に分けられ、守る情報は、常にセキュリティ等の強化とともに定期的な職員教育により情報の保護に努めていきます。

発信する情報については、あらゆる媒体を積極的に活用し、安曇野市をPRしていく必要があり、その情報は常に新鮮かつ的確な情報であることが求められることから、管理体制の一元化を図っていきます。

また、積極的にIT技術を利用しながら効率的な行政運営を行っていきます。

(3) 人口減少抑制策と自主財源の確保

2040年には全国の半数の自治体が消滅するとの推計もされるなか、人口減少抑制策の検討が急務となっています。

人口減少抑制策を検討するうえでは、出生率を上げるための具体的かつ実効性ある施策を実施し「住み続けたい」「住んでみたい」まちづくりを進める必要があります。

その一環として、安曇野の豊かな自然環境を守りつつも、現状にあった土地利用が図られるよう制度の見直しを行うとともに、企業育成・誘致を進め自主財源の確保を目指します。

2. 「基本方針2：市民との協働のまちづくりの推進」に対する重点項目

(1) 「区」の充実

「区」は、協働のまちづくりの基盤となります。そのあり方や未加入者の加入促進等の課題について、区と積極的に関わりを持ちながら対応にあたります。

(2) 「自治基本条例」の制定

地域課題への対応やまちづくりについて誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくか等、基本的なルールとなる「自治基本条例」を制定します。

3. 「基本方針3：内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」に対する重点項目

(1) 職員の育成

行政を運営していくうえで重要となる「ヒト」つまり職員の信頼が、度重なる不祥事により失墜してしまいました。信頼回復には長い時間がかかるとは思われますが、職員一丸となって取組んでいきます。

本庁機能が集約され、職員間の意思疎通や協力体制などの環境が整うことから、責任を持って意欲的に仕事に取り組める組織づくりや地方分権に対応した組織づくりについて、常に検証しながら、職員一人ひとりが積極的に行政改革に取り組んでいきます。

そのためには、形式的な職員研修だけではなく、職員力・人間力を高めるなど、視点を変えた効果的な研修制度を取り入れながら職員の資質向上を図っていきます。

(2) 健全財政の維持

平成32年度までの財政計画が策定されています。消費税の増税は先延ばしになりましたが、将来の財政計画に大きな影響を及ぼす事項が多くあります。

合併による優遇措置が終了することにより、交付税が極端に減額となっても持続可能な行政運営を行っていくために、「入り」の確保に努め、「出」については必要な事業を選択し集中的に行っていく必要があります。

また、それぞれの指標に目標値を持ちながら、健全な財政運営に努めるとともに、国等の動向を注視しながら財政基盤の維持強化を図っていきます。

(3) 公共施設の再配置

事務事業については、合併協議の段階で、或いは合併後の行政改革の取組みの中で、見直しが進められてきましたが、市が保有する施設の配置については、現在まで見直しがなされていません。

そこで、10万人都市にふさわしい公共施設経営が構築されるよう「公共施設再配置計画」を早期に策定します。

更に、公共施設用地の借地について、公共施設の安定的存置及び賃借料を永続的に負担していくことによる財政負担等の観点から、その解消に向けた検討を進めます。

また、受益と負担についても公平性の確保等の観点から検討を行っていきます。

第6 実施計画・行財政改革の体系

大綱に掲げる基本理念の実現を図るため、施策体系の個別項目ごとに、あるべき姿(目標)と、取組み内容、取組み年度等を定めた実施計画を策定します。

※第3次安曇野市行財政改革大綱体系図

基本理念	基本方針	重点項目	実施計画
発展・持続可能なまちづくりに向けて	戦略的な公共経営の推進によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○総合計画のマネジメント ○情報の適正管理とIT改革 ○人口減少抑制策と自主財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価の活用 ○地方版総合戦略の策定と実行 ○情報セキュリティ対策の強化 ○市ホームページの充実 ○第三セクターの整理、統合 ○アウトソーシングの推進 ○防災・減災対策の強化 ○安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減 ○地域包括ケア体制の構築
	市民との協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「区」の充実 ○「自治基本条例」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民主体のまちづくりの推進 ○協働のまちづくり推進行動計画に基づく市民活動センターの充実 ○消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し
	内部改革 「行政資源の効果的・効率的な運用」	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の育成 ○健全財政の維持 ○公共施設の再配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁・支所の窓口業務の見直し ○適正な定員管理と組織の充実 ○人事評価制度の給与への反映 ○人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組み推進 ○実質公債費比率の健全化の堅持 ○収税等収納率の向上 ○将来負担比率の健全化の堅持 ○一般競争入札の拡大及び総合評価落札方式の試行実施 ○電子入札の積極的な活用 ○公共施設等の総合的な管理の推進 ○公共施設の土地賃貸契約基準の統一 ○低・未利用財産の整理処分と有効活用 ○庁舎単位の環境保全計画の推進 ○橋梁・公園施設長寿命化修繕計画の推進 ○市営住宅の適正管理

第7 大綱の取組み期間

この大綱に基づく改革の取組み期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成29年度を目標年度としている第1次安曇野市総合計画の着実な推進を図るための行政改革の指針であり、迅速な取組を進める必要があります。

なお、第2次安曇野市総合計画策定状況等により見直しを行います。

第8 行財政改革の推進

行財政改革は、一部署において取組んでも成果は上がりません。それぞれの業務ごとに公共経営の意識を持ち、目標値の設定を行ったうえで業務に取組み、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていきます。

また、職員は市が置かれている状況を認識するとともに、発展・持続可能なまちづくりに向けて、一人ひとりが常に問題意識を持ちながら、行財政改革に取り組んでいきます。

※PDCAサイクル

〔計画（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→改善（Action）〕に基づく行政組織運営全般の点検評価により継続的に改善充実を図ること。

1. 行政改革推進本部（庁内推進体制）

全庁的に改革を推進していくための中心組織である「行政改革推進本部」が、実施計画に基づく年度計画の策定及び定期的に進捗状況を把握し、改革目標達成に向けた進行管理を行います。

2. 行政改革推進委員会（第三者によるチェック機能）

有識者や民間諸団体の代表者等で構成する「行政改革推進委員会」は、行財政改革の進捗状況を市民、民間の立場から調査審議し、改革実現に向けての意見、提言を行います。

第9 改革の具体的方策 [実施計画]

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

【実施計画1】 所管：政策経営課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
行政評価の活用	行政評価の継続実施により、事務事業及び施策の不断の見直しを行ない、効率的・効果的な政策の実現、いわゆる最小の経費で最大の成果をあげる行政運営が期待できる。また、市民への積極的な説明責任を果たすことで、職員の意識改革にもつながる。 かつ、引き続き行政評価の結果を実施計画や予算に反映し、総合計画に掲げた施策の具現化を推進します。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
・事務事業評価・ 施策評価の実施 ・評価結果の実施 計画・予算への反映	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画2】 所管：政策経営課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
地方版総合戦略の策定と実行	人口減少時代に対応するため、国・県の総合戦略を勘案したうえで、市の総合戦略を策定する。対象期間を平成31年度までの5年間と定め、雇用創出や少子化対策、地域振興策などの政策をまとめ、その具現化に取り組む。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方版総合戦略の策定と実行	P D C A サイクルによる客観的な効果検証の実施	⇒	⇒	⇒

【実施計画3】 所管：情報統計課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
情報セキュリティ対策の強化	可能な限りの情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する職員の意識の向上を図る。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
・システムへの脅威についての情報収集及び対策についての研究 ・職員への情報セキュリティに対する教育・意識の啓発	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 4】 所管：秘書広報課

取組項目	期待される効果・数値目標等				
市ホームページの充実	CMS システムを更新するとともに、内容の充実を図る。 また、職員研修を実施して迅速かつ分かりやすい市政情報の提供に努める。				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
CMS※システム の入れ替え ・職員対象新型 CMS 操作研修 会の実施 ・トップページ変 更	・職員対象 CMS 操作研修会	・掲載内容の見直 し	・職員対象 CMS 操作研修会	・掲載内容の見直 し ・次期システムの 導入検討	

【実施計画 5】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等				
第三セクターの整理、統合	第三セクターへの出資引き下げ及び市有 3 宿泊施設の譲渡について検討を行う。				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
三セク解消の合意 形成	市の株式譲渡先の 選定	行政財産の用途廃 止協議 施設譲渡先の選定			

【実施計画 6】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等				
アウトソーシング 計画の推進	指定管理者制度をはじめとする市業務の外部（委託）化を推進し、市民サービスの維持向上と経費の削減を実現する。				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
定型業務の洗い出 し及びアウトソー シング計画の見直 し	⇒	⇒	⇒	⇒	

【実施計画7】 所管：危機管理課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
防災・減災対策の強化	市民、市、県、防災関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって防災に対する最善の対策を図る。特に、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう「・周到かつ十分な災害予防」「・迅速かつ円滑な災害応急対策」「・適切かつ速やかな災害復旧・復興」の対策に充実を一層図る。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
・防災施設・設備の整備の促進 ・防災体制の充実 ・住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の強化 ・災害時要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画8】 所管：国保年金課・健康推進課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減	生活習慣病等により、今後ますます増加すると見込まれる医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持し、健康長寿のまちづくりに資するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図るとともに、健診結果を活かした各計画に基づく保健事業を推進する。			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(特定健康診査第2期計画) [特定健康診査受診率の目標] 50%	55%	60%	(特定健康診査第3期計画) 60%以上	60%以上
(特定健康診査第2期計画) [特定保健指導実施率の目標] 54%	57%	60%	(特定健康診査第3期計画) 60%以上	60%以上

【実施計画 9】 所管：介護保険課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
地域包括ケア体制の構築	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築を目指す。 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①～③の推進	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 10】 削除

【実施計画 11】 削除

2. 市民との協働のまちづくりの推進

【実施計画 12】 所管：地域づくり課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
市民主体のまちづくりの推進	市民一人ひとりが主体的に地域課題解決や地域づくりに参画する意識の高揚に努める。そのための仕組みを構築する。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
「自治基本条例」(仮称)の検討 「まちづくり推進会議」(仮称)の設置	「自治基本条例」(仮称)の制定	「自治基本条例」(仮称)の運用	「協働のまちづくり推進行動計画」の見直し	協働のまちづくりの推進

【実施計画 13】 所管：地域づくり課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
協働のまちづくり推進行動計画に基づく市民活動センターの充実	パートナーシップ協定を締結している団体との解消により、市直営による広く市民のための施設とする。協働の拠点としての市民活動センターの機能の充実を図る。具体的には、市民活動センター登録団体数の拡大に努め、協働のコーディネートを行う。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
協働コーディネーター養成講座による人材確保 市民活動センター登録団体数 110	協働コーディネーター養成講座による人材確保 市民活動センター登録団体数 130	協働コーディネーター養成講座による人材確保 市民活動センター登録団体数 150	市民活動センター登録団体数 170	市民活動センター登録団体数 190

【実施計画 14】 所管：危機管理課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し	団員不足、また、団員のサラリーマン化により、有事の際の出場団員の確保が困難になりつつある。そのため、部、分団を統廃合するなどの組織の再編、出場範囲の見直しなど、管轄区域を大きく区割りすることにより、有事の際等の出動団員の確保を図る体制を構築する。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
消防団幹部を含めるなか、部、分団の再編、出場範囲のあり方について検討	27 年度検討結果により、出場体制の構築	部、分団の統廃合を含めた再編成の実施	⇒	⇒

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

【実施計画 15】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
本庁・支所の窓口業務の見直し	新本庁舎の完成に合わせ、窓口業務のあり方や、本庁舎への来客者の誘導について検討を行う。 支所整備においてサービスの低下を招くことがない様、窓口業務や人員配置の調整を行う。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
仮穂高支所稼働	新穂高支所稼働 三郷支所移転 堀金公民館移転	⇒	⇒	⇒
窓口業務の見直し	⇒			

【実施計画 16】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
適正な定員管理と組織の充実	再任用職員を含めた定員適正化計画を作成し、本庁舎に機能が集約される事によるサービス低下を招くことがない様、適正な職員配置を行う。 今後の取組としては、非常勤職員なしでの行政運営は不可能であるが、定員適正化計画・アウトソーシング計画に合わせた配置方針の見直し、また、非常勤職員のあり方及び処遇についての見直し、職務内容及び事務量に応じた精査を毎年度実施し、適正配置を行う。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新定員適正化計画の策定	計画の推進	⇒	⇒	⇒
配置方針の策定と推進による適正配置	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 17】 所管：職員課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
人事評価制度の給与への反映	<p>人事評価の実施により、平成 28 年度に全職員の能力及び業績に応じた適正な給与への反映を実施する。</p> <p>このことにより、職員のモチベーションが上がり、職員個々の業務に対する意欲が高まる。</p> <p>また、複線型昇任制度も 28 年度から実施をし、ライン職・スタッフ職を明確にし、職員が個々の能力を十分発揮できる制度運用を開始する。</p>			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
前年度の評価結果を監督職である係長・課長補佐への勤勉手当への反映を行う。	前年度の評価結果を全職員への給与に反映する。	制度の見直し等は随時実施するが、前職員への給与の反映が行われることから取組は終了。		

【実施計画 18】 所管：職員課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組の推進	<p>今までの人材育成への取組及び時代の変化を踏まえ、人材育成基本方針の改訂を実施する。</p> <p>職員の成長を支援するために「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」を3つを中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。</p> <p>人事諸制度に関する取組は、今まで個別の実施計画で行っていたが、改正後の人材育成方針の取組を推進することで、人材育成に関し統一した取組となる。</p> <p>この取組を推進する中で、人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を職員自らが目指す環境が構築され、職員自らがキャリアデザインを描け、個々の能力を十分発揮できる制度運用の開始となる。</p>			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の改訂 ・女性職員の能力開発の推進開始 ・メンター制度の再構築開始 ・研修における内部講師の充実を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・複線型昇任制度及び希望降任制度の運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信教育の受講推進開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内公募制度の導入開始 	

【実施計画 19】 所管：財政課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
実質公債費比率の健全化の堅持	公債費負担を抑制し、市民に対して必要な行政サービス提供を継続する。また、新たな財政需要や課題に対して対応していく財源留保を図る。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実質公債費比率 10.1% ※平成 26 財政計画目標値	10.3%	10.5%	10.4%	10.4%

【実施計画 20】 所管：収納課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
収税等収納率の向上	税負担の公平性と自主財源を確保する観点から、年間計画及び収納対策計画をたて、計画的に毅然とした態度で滞納整理を進め収納率の向上を図る。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
〈目標収納率〉 現年：98.50% 滞繰：19.00%	現年：98.50% 滞繰：19.00%	現年：98.50% 滞繰：19.00%	前年度数値から見直しをする。	前年度数値から見直しをする。

【実施計画 21】 所管：財政課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
将来負担比率の健全化の堅持	実施計画等により整備や改修を行う施設については、市債の活用が前提とされていることから、健全財政を堅持していくため、将来負担の試算を行いながら、健全化を継続していく。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
(健全化の堅持) 平成 26 年比率以下	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 22】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
・一般競争入札の拡大 ・総合評価落札方式の試行実施	・一般競争入札の拡大することにより、競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる。 ・総合評価落札方式を実施して行くことにより、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
・一般競争入札の拡大 ・総合評価落札方式の試行実施	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 23】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
電子入札の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・業者の利便性 応札者は指定日時・場所に集まるのではなく、インターネット上で県と同じ認証システム・電子入札ポータルサイトから入って締め切り時間までの間に入札をすればよいので、利便性が向上する。 ・公正性 誰が応札するか開札までわからないので、談合等の防止に役立つ。また入札結果がホームページ上に掲載されるので公正性が高まる。 			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
電子入札の積極的な活用	⇒	⇒	⇒	⇒

【実施計画 24】 削除

【実施計画 25】 削除

【実施計画 26】 所管：総務課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
公共施設等の総合的な管理の推進	総務省から求められているインフラを含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、総合的かつ計画的な公共施設管理を推進する。また、地方公会計移行に向け整備される固定資産台帳データを活用し公共施設マネジメントを推進する。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
公共施設等総合管理計画	マネジメントシステム構築 公共施設再配置計画	公共施設再配置計画 保全計画策定	⇒	⇒

【実施計画 27】 所管：財産管理課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
公共施設の土地賃借契約基準の統一	土地賃借契約の公平性が確保できる。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
算出根拠が統一されていない契約は、引続き契約更新時に見直しを行う。	⇒	⇒	⇒	⇒

[実施計画 28] 所管：財産管理課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
低・未利用財産の整理処分、有効活用	市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進めることで、財源の確保、維持管理に係る経費及び業務の削減が図れ、地域経済の活性化が促進される。			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
新たに生じた市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	前年度に引き続き未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	⇒	⇒	⇒

[実施計画 29] 所管：財産管理課・関係課

取組項目	期待される効果・数値目標等			
庁舎単位の環境保全計画の推進	環境活動の中で、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目標に、省エネ、省資源、廃棄物削減の実施 光熱水費等 25 年度使用量の 1 % 減			
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
平成 27 年度から環境マネジメントシステムを取り入れた中かで、環境保全に取り組む	前年度に引き続き環境保全に取り組む	⇒	⇒	⇒

【実施計画 30】 所管：建設課・都市計画課

取組項目	期待される効果・数値目標等				
橋梁長寿命化修繕計画の推進	<p>平成 23 年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕により橋梁の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>また、道路法施行規則の一部改正に伴う定期点検の実施結果を修繕計画見直し（28 年度）に反映することができる。</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化修繕計画対象橋梁（120 橋）の内、年間 5 橋を修繕する。 ・定期点検対象橋梁（766 橋）を 5 年間（26～30 年度）で点検することで、安全・安心な利用を図るとともに、点検結果を長寿命化修繕計画の見直し（28 年度）に反映する。 				
公園施設長寿命化計画の推進	<p>平成26年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、公園施設機能の保全と安全性を維持する。</p> <p>また、平成30年度に、健全度調査を行った上で、長寿命化計画の見直しを実施する。</p>				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
橋梁修繕（5） 定期点検（117）	⇒橋梁修繕（5） ・長寿命化修繕計画の見直し ⇒定期点検 （183）	⇒橋梁修繕（5） ⇒定期点検 （284）	⇒橋梁修繕（5） ⇒定期点検 （105）	⇒橋梁修繕（5） （2 順目） ⇒定期点検	
公園施設の維持修繕と更新	⇒	⇒	⇒ ・健全度調査 ・長寿命化計画の見直し	公園施設の維持修繕と更新	

【実施計画 31】 所管：建築住宅課

取組項目	期待される効果・数値目標等				
市営住宅の適正管理	<p>平成26年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>また、耐用年数を経過し、老朽化により入居不可能な住宅については、倒壊等の未然防止や維持管理経費の削減を図るべく、順次取壊しを進めていく。</p>				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
計画的な維持修繕・更新	⇒	⇒	⇒	⇒	